

参議院議員通常選挙投票日は 7月11日です

あなたの一票から国政は始まります。
棄権することなく投票しましょう。



7月11日(日)は、参議院山梨県選出議員選挙・参議院比例代表選出議員選挙の投票日(投票時間は午前7時から午後8時まで)です。

この選挙は、皆さんの意見を国政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりの願いを国政に生かすため、あなたの貴重な一票を大切にしましょう。

☆投票できる人

この選挙の投票をするには、富士河口湖町の選挙人名簿に登録されていることが必要で、次の要件を満たしている人名簿に登録され、今回の選挙に投票できます。

一、住所要件

・平成22年3月23日以前から富士河口湖町の住民基本台帳に記載され、投票日まで引き続き住民基本台帳に記載されている者。

・平成22年3月23日以前に転入届を出した方で、投票日まで引き続き住民基本台帳に記載されている者

(3月24日以降・転入届をされた方は、

当町の選挙人名簿に登録されていません(3か月未満のため)ので投票できません。転入前の市区町村の選挙管理委員会へお問合せください。)

二、年齢要件

・平成22年7月12日以前に出生した者。

選挙人名簿登録の有無については、選挙管理委員会事務局(TEL72-1112)へお問い合わせください。

☆入場券は郵送します

投票所の入場券は、6月30日ごろまでに届くように郵送します。

ご本人の氏名や投票所名を確認してから投票所にお出かけください。何かの事情で入場券が投票日までに届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、本人確認ができるもの(運転免許証や保険証等)を持参し、投票所へおいでください。

☆指定の投票所で

投票所は船津・浅川・小立・大石・河

口・勝山・長浜・西湖・根場・大嵐・精進・本栖・富士ヶ嶺地区に、それぞれ次の場所

富士河口湖町交流センター

(旧河口湖町役場) (第1投票区)

浅川公民館 (第2投票区)

小立福祉センター (第3投票区)

大石福祉センター (第4投票区)

河口福祉センター (第5投票区)

船津保育所 (第6投票区)

勝山ふれあいセンター (第7投票区)

足和田交流センター (第8投票区)

西湖公民館 (第9投票区)

根場公民館 (第10投票区)

大嵐児童館 (第11投票区)

精進・本栖保育所 (第12投票区)

本栖公民館 (第13投票区)

上九一色コミュニティセンター (第14投票区)

指定された投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。

また、町内で住所を移された場合、以前の住所に入場券が送られることがある

かもしませんが、入場券に記載された投票所で投票してください。

☆代理投票

体が不自由であったりして文字が書けない人には、投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく代理で筆記する代理投票もできます。本人が直接投票所受付で係員にお申し出ください。

☆期日前投票のご案内

仕事の都合や旅行、病气、出産などのやむを得ない理由により、投票日に投票所に行けない人のために、期日前投票の制度があります。

【期日前投票期間】

6月25日(金)から7月10日(土)

午前8時30分から午後8時まで

【投票場所】

富士河口湖町役場 1階

【必要なもの】

本人を確認できる書類(運転免許証等)か入場券(届いている方)。
※備え付けの宣誓書に不在の理由などを記入のうえ投票していただきます。

☆不在者投票のご案内

病院や施設に入院、入所されている場合、各施設で投票できる場合があります。町の選挙管理委員会か病院等にお問い合わせください。

【お問合せ】

(町役場総務課内)

富士河口湖町選挙管理委員会

電話 72-11112

投票所案内略図

入場券に記載されている
投票所で投票できます。

浅川公民館
(第2投票区)

●湖群荘
●民宿あじ味
●ホテル湖麗
●浅川公民館
●白山神社

富士河口湖町交流センター
(旧河口湖町役場)
(第1投票区)

●船津地区公民館
●河口湖郵便局
●至河口湖駅
●至河口湖大橋
●すかいらく

河口福祉センター
(第5投票区)

●河口小学校
●警察官駐在所
●JA北富士
●浅間神社
●河口福祉センター
●河口保育所

大石福祉センター
(第4投票区)

●大石郵便局
●海蔵寺
●JA北富士
●浅間神社
●大石小学校

小立福祉センター
(第3投票区)

●妙法寺
●小立福祉センター
●小立簡易郵便局
●宝司医院
●小立保育所
●山梨中央銀行
●小立小学校

足和田交流センター
(第8投票区)

●郵便局
●西沢小・中学校

勝山ふれあいセンター
(第7投票区)

●旧勝山役場
●富士ビューホテル
●勝山小・中学校
●勝山ふれあいセンター

船津保育所
(第6投票区)

●至小立
●河口湖駅前通り
●至富士吉田
●セブンイレブン
●東電変電所
●船津保育所
●宝司医院
●商工会
●至富士山
●スバルライズ

→ 一方通行にご協力ください

大嵐児童館
(第11投票区)

●至鳴沢
●大嵐小学校

根場公民館
(第10投票区)

●至野鳥の森公園
●農協
●至コウモリ穴
●至山神

西湖公民館
(第9投票区)

●至小立
●至河口湖
●至本栖湖
●至富士宮
●至山神
●至コウモリ穴
●西湖公民館
●西湖民宿

上九一色コミュニティセンター
(第14投票区)

●至鳴沢
●富士ヶ嶺小学校
●富士ヶ嶺保育所
●上九一色コミュニティセンター
●富士ヶ嶺公民館
●至本栖湖
●富士ヶ嶺Aコープ
●至富士宮

本栖公民館
(第13投票区)

●上九一色中学校
●至精進湖
●江岸寺
●本栖公民館
●山神社
●至富士宮
●至本栖湖

精進・本栖保育所
(第12投票区)

●精進小学校
●精進郵便局
●JA精進支所
●至河口湖
●至本栖湖
●精進・本栖保育所
●精進出張所

きれいな選挙の実現は、民主主義の基盤をなすものです。明るくきれいな選挙は誰もが望んでいます。これを実現できるのは有権者の自覚であり、候補者本人と選挙運動にたずさわる方の良識ある行動です。

有権者一人ひとりの良識と自覚が、正しくきれいな選挙を実現することになります。選挙の浄化に皆さんのご協力とご参加をお願いします。わたしたちの意見をこれらの国政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりが責任を持って、一票を投じ、明るくきれいな選挙の実現にみんなが努めましょう。



有権者の皆さんの
正しい良識と
自覚で、
明るく
きれいな選挙を



まちかど情報局

Street corner Intelligence Agency

FCラーゴ河口湖が優勝!

6月6日、クラブチームの中学生年代の日本一を決める第25回日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会山梨県予選において、FCラーゴ河口湖は、決勝を4対3で快勝し、悲願の初優勝を遂げ、山梨県代表として2年連続2回目の関東大会への切符を獲得しました。大変おめでとうございます。

関東大会では、いつも応援していただいている方々に感謝の気持ちを込め、一人ひとりがピッチ上で自己表現し、県代表として精一杯頑張りたいと決意を話していました。活躍を期待しましょう。



勝山ふれあいセンターに グランドピアノを寄贈

勝山在住の小林禮司さんから、勝山ふれあいセ

ンターにグランドピアノを寄贈していただき、6月3日、町役場にて感謝状贈呈式が行われました。小林さんは、町の文化振興にあたり、町民の皆様の社会教育及び社会福祉の向上のために寄贈してくださいました。これからも大切に使用させていただきます。大変ありがとうございました。



河口湖ハーブ館からのお知らせ

7月の講習会では、外部講師桐越先生によるフレッシュハーブのアレンジメントを行います。ハーブ館で栽培したフレッシュなラベンダー等の心地よい香りに包まれながら、野に咲いている花もつかってアレンジしてみませんか?



- 日時 7月31日(土)午後2時から
- 料金 3,000円
- 定員 30名(先着順)
- 申込・問合先 河口湖ハーブ館

TEL 7233082

U K A I 河口湖オルゴールの森 《町民フリーパスポート》の 配布についてお知らせ

お急ぎください!!

「U K A I 河口湖オルゴールの森」のご配慮により、現在《町民フリーパスポート》の発行を行っておりますが、7月16日(金)をもつて町民フリーパスポートの発行を終了させていただきます。ご希望の方でまだ入手していない方はお早めにU K A I 河口湖オルゴールの森、または町役場観光課までお越しください。ますようお願い申し上げます。

■配布終了日 7月16日(金)

※町役場観光課については土・日曜日、祭日を除きます。

■配布時間並びに配布場所

○U K A I 河口湖オルゴールの森
午前9時～午後4時30分

○町役場観光課(役場2F)
午前10時～正午、午後1時～4時

■配布要件

○対象は町内に住所がある町民。

※町民であることを証明できるものをご提示下さい(免許証、保険証等)。

○一世帯につき一枚のみ発行。(代理の方への発行は出来ません。)

●問合先 U K A I 河口湖オルゴールの森



TEL 204111



まちかど情報局

Street corner Intelligence Agency

「宝くじ」の支援を受けて 福祉車両を購入しました

く宝くじは豊かさ築くチカラ持ちく



財団法人自治総合センターの所管する「平成22年度共生のまちづくり助成事業」の支援を受け、車椅子で乗り降りのできる福祉車両を購入しました。

して地方公共団体等の活動に支援されるもので、町ではこの事業を活用し、福祉車両を福祉推進課に配備いたしました。この車両は、車椅子などを利用していただいているお体の不自由な方が、町の行事等に参加される場合などにご利用いただけます。



●詳しくは、福祉推進課(72-6028)までお問い合わせください。

合同で東海自然歩道を清掃活動

河口湖2クラブ

6月12日(土)に、河口湖ライオンズクラブと河口湖ロータリークラブは合同で富士河口湖町と鳴

沢村の東海自然歩道(紅葉台から静岡県境までのおよそ25km)を歩きながらゴミ拾いの清掃活動を行いました。両クラブはともに地域貢献が目的ですが、両クラブ合同での活動は今回が初めてということですので、今後も機会があれば、協力して活動していきたいと話し合っています。



～高齢者の交通安全の実践の“コツ”を伝授します～

富士河口湖 交通安全フォーラム



富士河口湖町では、町内全体の高齢者の方々が安心して暮らせる社会を実現させる試みの一環として、交通安全フォーラムを開催することになりました。普段では聞けない有名講師から「明日からデキル 交通安全のコツ」を伝授していただきますのでふるってご参加ください。

- 日時：7月27日 火曜日 13:30～15:00
(13:00 受付開始)
- 場所：勝山ふれあいセンター内 さくやホール
- ※当日は各地区から送迎バスが出ます。
- 問合先 福祉推進課 TEL 72-6028

誕生日イベント実行委員会から

サポーター募集のお知らせ

町の誕生をお祝いするお祭り「いきいきみんなの町の誕生日」を今年も開催します。こちらの企画に協力していただけるサポーターを募集しております。ご協力いただける方は、役場企画課または政策局までご連絡ください。一人でも多くの方のご協力を心よりお待ちしております。

- 開催日 10月16日(土) ■場 所 河口湖ステラシアター
- ※毎週第4木曜日午後7時30分～打ち合わせ会を中央公民館で行います。
- お問い合わせ&お申し込み
町役場 企画課 (72-1129) or政策局 (72-6023)



町役場からのお知らせ

政策局からのお知らせ

「河口湖船津地区」、「西湖地区」事後評価結果の公表について

町では、平成17年度から平成21年度にかけて、河口湖船津地区及び西湖地区において、まちづくり交付金を活用して地域のまちづくりに取り組んでまいりました。今回、両地区における事業の成果や、今後のまちづくり方策等についてまとめた事後評価結果を公表します。

「河口湖南部地区」事後評価フォローアップ調査結果の公表について

平成16年度から平成20年度にかけて実施した、まちづくり交付金事業「河口湖南部地区」については昨年4月に事後評価結果を公表いたしました。今回、引き続き実施したフォローアップ調査の結果を公表します。

※評価結果及び調査結果については、政策局窓口及び町ホームページにて確認できますので、ご覧下さい。

■公表期間 7月1日(木)

■公表場所 政策局窓口(役場2階)及び町ホームページ

●問合せ 政策局政策調整係 TEL7276023

福祉推進課からのお知らせ

父子家庭のみなさまに

児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

【児童扶養手当】

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

■父子家庭の対象者

日本国内に住所があり、母親と生計を同じくしていない児童(満18歳の誕生日の属する年度末まで、一定以上の障害を有する場合は20歳未満の児童)を養育している父親等が、公的年金を受けていないときに支給されます。

■支給要件

次の1〜5のいずれかに該当する児童について、父が児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 母が死亡した児童
- 3 母が一定程度の障害の状態にある児童
- 4 母の生死が明らかでない児童
- 5 その他(母が一年以上遺棄している児童、母が一年以上拘禁されている児童など)

■所得制限

受給資格者及び同居する扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません

■手当月額 9850円〜41720円

■申請期限 支給要件に該当している方は、平成22年11月30日までに申請をお願いいたします。

※なお、個々のケースにより受給資格要件が異なりますので、詳しくはお問合せください。

●問合せ 福祉推進課 児童福祉係 TEL7276028

都市整備課からのお知らせ

木造住宅の無料耐震診断及び耐震化支援事業への補助

町では、お住まいの住宅についての安全性を高めるために、木造住宅の「無料耐震診断」及び「耐震化支援事業」の補助を実施しています。

◆木造住宅の「無料耐震診断」

1 内容 木造住宅の安全性を確認するための無料耐震診断。

2 対象住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て

以下の住宅。

○併用住宅の場合は、述べ床面積の過半が住宅として使用されている住宅。

※他に規模・仕様等で対象にならない場合がありますので、申込時にご確認ください。

◆木造住宅「耐震化支援事業」

診断の結果「耐震性なし」と判断された住宅を対象

■耐震改修事業

1 対象事業 耐震診断による総合評点が1.0未満の木造住宅を改修し、総合評点を1.0以上にあげる改修工事を対象。

2 補助金額 最大で80万円

(高齢者・障害者世帯は最大で100万円)

■耐震性向上型改修事業

1 対象事業 耐震診断による総合評点が0.7未満の昭和47年12月以前に着工された木造住宅を改修し、総合評点0.7以上1.0未満(0.3以上向上)にする改修工事を対象。

2 補助金額 最大で80万円

(高齢者・障害者世帯は最大で100万円)

■耐震化建替事業

1 対象事業 耐震診断による総合評点が1.0未満の木造住宅を解体し、町内に新たに住宅を建築する工事を対象。

2 補助金額 最大で80万円

(高齢者・障害者世帯は最大で100万円)

■耐震シエルト設置事業

(寝室等に設置し住宅本体が倒壊しても、生命を守るための安全な空間を確保するための装置)

1 対象事業 耐震診断による総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シエルトを設置する工事を対象。

2 補助金額 最大で24万円

(高齢者・障害者世帯は最大で30万円)

※補助金の交付を希望される方は、事前に都市整備課担当者と打ち合わせを行い、申請手続き後に着手するようにしてください。申請前に工事を着手した場合、補助は受けられませんのでご注意ください。

今年度の申し込みは9月末迄ですので、お早めにお申し込み下さい。

●問合せ 都市整備課 TEL72-10976

屋外広告物を表示するには 原則として許可が必要です！

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため「山梨県屋外広告物条例」が定められており、屋外広告物を掲出するには原則として町長の許可が必要です。

- 屋外広告物には、建物の屋上や壁に取り付けられたものや、自立で建てられたもののほか、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等屋外で広告することを目的として表示するもの全てが含まれます。
 - 屋外広告物の表示等が禁止されている地域や、許可が必要な地域があります。
 - 屋外広告物の表示等が禁止される物件（道路標識・さく・街路樹等）があります。
 - 許可が必要な地域では、高さや表示面積の制限があります。
 - 許可申請をする場合、表示面積等に応じて手数料がかかります。
 - 自家用広告物（自己の店舗等に表示するもので、その所在、名称、商品名などを表示するもの）であっても表示面積等が制限されたり許可が必要となる場合があります。
 - 屋外広告物の許可申請のほかに、自然公園法・建築基準法・道路法などに基づく手続きが必要になる場合があります。
 - 条例に違反する屋外広告物については、簡易除却や是正指導の対象となります。
- ※今から屋外へ広告しようとしている場合、すでに表示しているけど許可をとっていない場合があります。もし、町役場都市整備課へ気軽に相談してください。

●問合せ 都市整備課 TEL72-10976

平成22年度保育料について

平成22年度富士河口湖町保育料は、国の徴収基準が改正されたのに伴い9階層に所得上限を設けるとともに新たに10階層を設けて次の「平成22年度富士河口湖町保育所徴収金基準表」のとおりとなります。
 今年の保育所運営の財源内訳は、保護者の皆様方からいただく保育料1億7千万円、国や県からの補助金や各地区財産区からの繰出し金等が2千万円、町の一般会計から4億4千9百万円となります。約750人の児童に対し多額の費用がかかっています。
 今後とも保育料の納入についてご理解とご協力をお願いします。

●福祉推進課 72-6028

平成22年度富士河口湖町保育所徴収金基準額表

平成21年中のご両親の所得による所得税額（住宅取得控除前の税額）の合計により階層を設定し、入所時の児童年齢により金額が決定されます。



階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層定義		
1	0	0	0	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		
2	全額	8,000	5,500	第1階層及び第5～10階層を除き、前年度分町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	
	1/2額	4,000	2,750		町民税均等割課税世帯	
3	全額	11,500	10,000		町民税所得割課税世帯	
	1/2額	5,750	5,000			
4	全額	17,500	15,000			
	1/2額	8,750	7,500			
5	全額	22,500	20,000	第1階層及び第2～4階層を除き、前年分の所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	18,000円未満	
	1/2額	11,250	10,000		18,000円以上 40,000円未満	
6	全額	27,500	25,000		40,000円以上 103,000円未満	
	1/2額	13,750	12,500		103,000円以上 413,000円未満	
7	全額	41,500	28,000		413,000円以上 734,000円未満	
	1/2額	20,750	14,000		734,000円以上	
8	全額	46,500	28,500			
	1/2額	23,250	14,250			
9	全額	47,500	29,000			
	1/2額	23,750	14,500			
10	全額	49,000	30,000			
	1/2額	24,500	15,000			

※同時に2名以上の児童が入所する世帯について、全階層とも最年長児を全額、2人目を5割軽減、3人目以上を免除とする。

夏の交通事故防止県民運動

[平成22年7月21日(水)～8月20日(金)までの31日間]

夏休みと夏の行楽シーズンが重なるこの時期は、たくさんの観光客が訪れることから交通量が増大し、交通事故の多発が心配されます。

～1人ひとりが交通ルールと交通マナーを守り、交通事故をなくしましょう～



- ◇車に乗ったら全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。
- ◇自転車の携帯電話等使用、傘差し、二人乗りなど危険な運転はやめましょう。
- ◇飲酒運転は絶対にしないよう、家族、職場、地域ぐるみで声を掛け合しましょう。
- ◇二輪車でのスピードの出しすぎはやめ左側から追い越さないようにしましょう。
- ◇交差点では一時停止をし、安全を確認しましょう。



管理課 防災係 TEL 72-6013

家庭を守る防災対策 Part 41

[気象情報の新たなお知らせ方法]

気象庁では、大雨警報・注意報などの気象警報・注意報を、これまでは「東部・富士五湖地方」などいくつかの区域を分けて発表していました。このたび平成22年5月27日から、「富士河口湖町に大雨注意報を発表」のように、すべての気象警報・注意報について原則として個別の市町村を対象として発表します。

また、大雨警報を発表する際には、警戒が必要な災害が土砂災害なのか、浸水害なのかを示して発表します。

日頃から最新の気象情報を収集しておき、非常持出品の点検や避難場所・経路の再確認、また、警報等が発令された際には、川など危険な場所に近づかない、さらに避難勧告の発令などに注意するなど、災害から身を守る行動を心がけましょう。



管理課 防災係 TEL 72-6013

山梨県交通安全スローガン募集

平成18～22年度：「運転は 人に社会に 思いやり」

平成23年度から5年間、山梨県および県交通対策推進協議会等が実施する交通安全運動等に使用する「交通安全」の合言葉となるような親しみやすい交通安全スローガンを募集しています！

- 応募締切／平成22年10月20日(水)まで(当日消印有効)
- 応募資格／山梨県内に在住・在勤・在学している方
- 応募方法／①住所 ②氏名(フリガナ) ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥職業(学生は学校名・学年)
 - ⑦スローガンを、ハガキに記入して(またはA4サイズの用紙に明記したものを封書で)送付して下さい。FAXでも構いませんが、その場合A4サイズの用紙に記入のうえ送信して下さい。応募点数は1人1点までです。
- 表彰・賞／入賞者には、賞状および次の賞金を贈り表彰します。(小中学生には賞金相当の記念品を贈ります。)

最優秀賞	1点	賞状及び賞金	50,000円
優秀賞	2点	賞状及び賞金	20,000円
佳作	3点	賞状及び賞金	10,000円

○応募・問合せ先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県交通対策推進協議会事務局「交通安全スローガン募集」係

TEL 055-223-1353 FAX 055-223-1354

[県民生活・男女参画課ホームページ]

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/32766607696.html>

健康のまちづくり

噛み応えのある食事で健康づくり ～見直しましょう、日本食～ “おいしく食べて、元気に育て、心と体”

(健康のまちづくりスローガン入選作品)

★キーワードは「孫は優しい」??☆☆☆

- ま : まめ類
- ご : ごま
- は(わ) : わかめなどの海藻類
- やさ : 野菜
- し : しいたけなどの乾物類
- い : いも類



これらの食品を取り入れることで、生活習慣病予防、コレステロールの低下、老化予防、皮膚や粘膜の抵抗力強化、疲労回復、骨を丈夫にする等の効果が得られるといわれていますので、毎日の食事に意識して取り入れていきましょう。



子宮頸がんを予防しよう! 20歳代の女性に増加しつつあります。

予防の決め手は定期検診 20歳になったら2年に1度は検診

検診費用の助成があります…

町では、20歳以上の女性を対象に指定医療機関で子宮頸がん検診を受診される方に費用の助成を行っています。
自己負担金1,500円で受けられます。
(指定医療機関の窓口でお支払いください。)

20・25・30・35・40歳の方は 無料クーポンを活用して…

平成21年4月2日から平成22年4月1日の間に満20・25・30・35・40歳になった方は子宮頸がん検診が無料で受けられます。
お手元に【無料クーポン】が届いている方は、有効期間内に受けましょう。

子宮頸がん予防ワクチン(任意) 接種費用の助成が始まります…

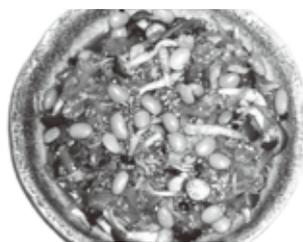
町では、今年度小学校6年生と中学3年生の女子を対象にした【子宮頸がん予防ワクチン】接種費用の助成を行いません。後日、ワクチンや助成に関するお知らせを該当者宛にお届けしますので、内容を確認しお子さんとよく話し合い希望者は接種しましょう。

●お問合せ 健康増進課 TEL72-6037

《作り方》

- ① 人参は皮むき等を使って、細長くうす切りにする。
 - ② しめじは根元を切り落とし、小房にほぐす。
 - ③ 枝豆はレンジ等で解凍して、鞘から出しておく。
 - ④ フライパンに人参・しめじ・ツナを入れ、ツナの油を利用してさっと炒める。
 - ⑤ 人参がしんなりしたら調味料を加え、5分程度煮る。
 - ⑥ 器に盛りつけ、枝豆を色どりにのせ、ごまを指でつぶしながらまぶす。
- * 家に常備してあるものですぐに作れます。
(足和田地区会員)

《材 料》	《材 料》
ツナ油漬缶	1缶
人 参	中くらい1本
しめじ	1パック
冷凍枝豆	適量
砂糖	大さじ1
醤油	大さじ1
味 酢	大さじ1
ご ま	適量



🌸 食生活改善推進員会のおすすめ
ツナ缶と人参、しめじの炒め煮

簡単にバランス良く、
家計にもやさしい惣菜

健全な国保運営のために 国保税の税率を改正いたします

富士河口湖町の国保財政は、年々増加する医療費などの影響から、その財源不足が深刻な状況にあり、従来の税率のままでは、今後増加する医療費をまかなうことが不可能な状態になっています。

国保に加入している方に納めていただく「国保税」が財源を支えている現状の中で、皆さんが安心して医療を受けられるよう、国保財政の健全化をしなければなりません。

このような課題の解決と国保財政の健全な運営ができるよう、富士河口湖町国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申をいただきました。その内容をもとに、平成22年度からの国民健康保険税の税率を改正することとしました。

今回の改正で国保加入者の皆様に負担をおかけすることになりますが、国保制度の趣旨である「相互扶助」をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆新しい税率等は？

平成22年度の富士河口湖町の国民健康保険税率等は、次の表のとおりです。

課税の分類	課税区分	平成21年度	平成22年度
医療分 (基礎課税額) 対象：74歳までの方	所得割	5.0%	7.3%
	資産割	27.0%	29.3%
	均等割	1人当り年間24,000円	1人当り年間26,800円
	平等割	1世帯当り年間22,000円	1世帯当り年間24,800円
支援分 (後期高齢者支援金等課税額) 対象：74歳までの方	所得割	0.9%	3.2%
	資産割	8.0%	10.2%
	均等割	1人当り年間5,000円	1人当り年間6,700円
	平等割	1世帯当り年間6,000円	1世帯当り年間7,700円
介護分 (介護納付金課税額) 対象：40歳以上65歳未満の方	所得割	0.9%	据え置き
	資産割	5.6%	据え置き
	均等割	1人当り年間8,000円	据え置き
	平等割	1世帯当り年間5,500円	据え置き

所得割 = (前年の所得額 - 基礎控除33万円) × 税率

74歳までの方 (40歳以上65歳未満の方を除く) の国保年税額 = 医療分 + 支援分

40歳以上65歳未満の方の国保年税額 = 医療分 + 支援分 + 介護分

■国民健康保険運営協議会の答申の主な内容は下記のとおりです■

富士河口湖町の国民健康保険税については、医療制度改革による後期高齢者支援分の新設に伴い、平成20年度に税率を改定しておりますが、それ以来、医療給付費が増嵩をつづけている一方、国・県の支援である負担金交付金等の増額は見込めないことから収入と支出の格差が顕著になってきた。このような状況の中で平成21年度の決算見込みについては、財政調整基金の取り崩しを余儀なくされることとなり、大幅な収支の悪化が懸念されるものである。

こうしたことから、国民健康保険税の改定の時期が遅れると、国民健康保険の財政が圧迫されるとともに、改定の幅も更に拡大することとなる。

これらのことを総合的に検証した結果、本協議会では、医療費の変動に対応できる財源を確保するとともに、中長期的に安定した事業を継続して運営するためには、国民健康保険税を改定することが妥当であるとの結論に達した。

しかしながら、今後とも、町民に安定した保険給付を保証し、国民健康保険の健全財政を維持するためには、保険税改定のみには依存するのではなく、滞納額も増加している現状もあるので、特に滞納者に対する収納率の向上を最大限に図り、効率的かつ効果的な保健事業に取り組むなど、より一層の運営努力を望むものである。(抜粋)

◆1年間の税額の上限(課税限度額)は？

地方税法の改正により平成22年度から国民健康保険税の課税限度額が改正されました。

課税区分	平成21年度	平成22年度
医療分	47万円	50万円
支援分	12万円	13万円
介護分	10万円	10万円
計	69万円	73万円